

関市鳥獣被害防止計画案

に対する意見の概要と市の考え方

令和7年6月

関市農林課

様式 4

「関市鳥獣被害防止計画案」 に対していただいたご意見とこれに対する市の考え方

案件番号	分割	意見番号	貢・行	意 見 内 容	市の考え方
113		1	1 (5)	鷹匠を職員にする。 鷹匠は現在、趣味でしか飼育されず、それを専門職員として雇用する事で趣味と実益を兼ね備えた職業の創業になり、日本でも鷹匠を地方自治体が雇用することは無いであろう、初の試みでありインパクトと話題性が大である事から。 尚、鷹の飼育費は公費で負担する事で鷹の飼育負担を軽減出来る。 カラス等の野鳥が中心になるが、依頼のある場所に出向き撃退する。 (カラス等の野鳥は一度でも鷹の存在を知ると寄りつかなくなると聞いた事があるから。) また工場や民家等で土鳩が住み着き困っているところ等、広く広報して料金を安く徴収し税込に当てる。 依頼の無い時は公園等で住民にふれあえるイベントを行う。	現時点では鷹匠を正規職員としての雇用は考えていません。これは、鷹の訓練・維持コストや広範囲への対策の課題を鑑みますと、費用に対し期待される効果の費用対効果が不確実であると判断しているためです。 また、市の職員区分との整合性、事故等の責任問題、効果の持続性なども考慮が必要です。 これらの理由から、現在は雇用が難しいと結論いたしました。 いただいたご提案は、今後の鳥獣被害対策などを検討する上で参考にさせていただきます。

113		2	3 (3)	銃器による有害駆除は猿に限らず他鳥獣も市内での活動可能としてみてはいかがでしょうか。罠と違い土地を占有占拠することなく活動できる為大げさに批判を意識せずとも発射制限を厳守することで活動範囲拡大や遭遇率向上により駆除数が一時的に上昇します。また猿や鳥類に関しては、遭遇して狙われることで一定期間出没しなくなることを実感しております。	銃器による駆除は土地を占有せず活動できる点で有効性を認識しています。現在、サルを含む他の有害鳥獣につきましても、鳥獣保護管理法に基づき、銃器による駆除を実施しています。 市内での銃器による駆除活動範囲の拡大については、地域の被害状況や住民の皆様のご意向も踏まえつつ、鳥獣保護管理法に基づく許可基準や安全対策を厳格に遵守し、市民の安全確保を最優先に慎重に検討を進めていきます。
-----	--	---	-------	--	---